

公 示

令和6年度第2回動力車操縦者試験の施行について	… 2
指定整備事業者の行政処分について (千葉トヨペット株式会社)	… 5

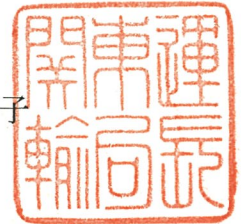
公 示

令和6年度第2回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和6年度第2回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和6年12月26日

関東運輸局長
藤 田 礼 子



記

1. 試験を行う運転免許の種類

- (1) 身体検査、適性検査及び筆記試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
- (2) 技能試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許

2. 試験の施行及び期日

- (1) 身体検査
省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。
なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。
- (2) 筆記試験
令和7年3月6日（木） 9時45分から
- (3) 適性検査
令和7年3月6日（木） 13時40分から
- (4) 技能試験
技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にとっては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にあっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

ウ. 申請前6か月以内に撮影した申請者の写真2枚

（注）写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和6年12月27日（金）～令和7年2月4日（火）

月～金（祝日を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階

電話番号 045-211-7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査については曲線類型 a、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査については正答数の評点3以上かつ誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類に必要の技能試験に必要な鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記(1)の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。

収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝日を除く） 9:30～18:15

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

千葉トヨペット株式会社
代表取締役 清水 貞弘
埼玉県狭山市狭山19番4号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

千葉トヨペット株式会社 柏店
千葉県流山市向小金1-455
認証番号 第3-1844号
指定番号 東指第3-362号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年 1月 8日 から
令和7年 1月 17日 まで 10日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年 1月 8日 から
令和7年 4月 7日 まで 90日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年1月8日

関東運輸局長 藤田 礼子